

平成 16 年 4 月診療報酬改定 「参考資料」主な正誤等 No. 2 (日本医師会)

(2004 年 5 月 28 日現在)

「改定診療報酬点数表参考資料」の正誤について

No.	ページ	行	誤	正
1	108	「第 2 欄」中、 上から 6	第 12 条及び第 13 条の 規定	第 12 条又は第 13 条の規 定
2	124	「第 2 欄」中、 上から 8	第 12 条及び第 13 条の 規定	第 12 条又は第 13 条の規 定
3	149	下から 2	平成 14 16 年 3 月保医 発第 0308002 号	平成 16 年 2 月 27 日保医 発第 0227002 号
4	159	下から 6	(3) 在宅等とは、居 宅、介護老人保健施設 及び介護老人福祉施設 等をいい、同一医療機 関の当該管理料にかか る病室以外への転室及 び他医療機関への転院 は含まない。	(3) 在宅等とは、居 宅、介護老人保健施設及 び介護老人福祉施設等 をいい、同一医療機関の 当該管理料にかかる病 室以外への転室及び他 医療機関への転院は含 まれない。 (3) を削除し、以下 (4) ~ (7) を (3) ~ (6) とする。
5	177	上から 4	夜間、休日又は深夜で あって、小児の救急医 療の確保のために保険 医療機関があらかじめ 定めた時間として地域 に周知された時間に 6 歳未満の小児を診察し た場合に算定する。	夜間、休日又は深夜であ って、小児の救急医療の 確保のために保険医療 機関があらかじめ定め た時間として地域に周 知された時間に 6 歳未 満の小児を診察した場 合に算定する。 <u>なお、こ こでいう夜間とは、当該</u>

				<u>地域において一般の保険医療機関が概ね診療応需の態勢を解除した後、翌日に診療応需の態勢を再開するまでの時間（深夜及び休日を除く。）とし、その標準は、概ね午前 8 時前と午後 6 時以降（土曜日の場合は、午前 8 時前と正午以降）から、午後 10 時から午前 6 時までの間を除いた時間とする。</u>
6	1 9 1	下から 3	（ 6 ） 外来総合診療料を算定している患者については、痴呆患者在宅療養指導管理料は算定できないものであること。	（ 6 ） 外来総合診療料を算定している患者については、痴呆患者在宅療養指導管理料は算定できないものであること。 （ 6 ） を削除し、（ 7 ） を（ 6 ） とする。
7	2 1 0	下から 1 8	導尿、膀胱洗浄及び……	導尿（ <u>尿道拡張を要するもの</u> ）、膀胱洗浄及び……
8	2 1 2	上から 1 3	導尿、鼻腔栄養、ストーマ処置、喀痰吸引又は消炎鎮痛等処置をいう。	導尿（ <u>尿道拡張を要するもの</u> ）、 <u>鼻腔栄養、ストーマ処置、喀痰吸引、介達牽引</u> 又は消炎鎮痛等処置をいう。
9	2 1 2	下から 2 0	導尿、鼻腔栄養、ストーマ処置、喀痰吸引及び消炎鎮痛等処置の費用は算定できない。	導尿（ <u>尿道拡張を要するもの</u> ）、 <u>鼻腔栄養、ストーマ処置、喀痰吸引、介達牽引</u> 及び消炎鎮痛等処置の費用は算定できない。

10	2 1 5	下から 5	平成 14 <u>16</u> 年 3 月 8 日 保医発第 0308003 号	平成 <u>16</u> 年 2 月 27 日保医 発第 <u>0227003</u> 号
11	2 1 6	上から 2	(平成 14 <u>16</u> 年 3 月 8 日 保医発第 0308003 号)	(平成 14 <u>16</u> 年 3 月 8 日 保医発第 0308003 号) 該当箇所削除
12	2 3 1	下から 9	なお、当該検査を算 定するにあたっては、 検査値を診療報酬明細 書の摘要欄に記載する こと。	なお、当該検査を <u>2 回</u> <u>以上</u> 算定するにあたっ ては、検査値を診療報酬 明細書の摘要欄に記載 すること。 (初回の場合は記載 する必要はない。)
13	2 4 0	上から 1 9	1,690 点を限度として 算定する。	<u>1,560</u> 点を限度として算 定する。
14	2 6 6	上から 2 1	頸椎医椎穿刺	頸椎医椎穿刺
15	2 8 0	下から 1 2	特定疾患に対する薬剤 の投与日数が 28 日以 上の場合に算定する。 ただし、当該患者に処 方された薬剤の投与日 数がすべて 28 日以上 である必要はない。	特定疾患に対する薬剤 の <u>処方期間</u> が 28 日以上 の場合に算定する。た だし、当該患者に処方 された薬剤の <u>処方期間</u> がすべて 28 日以上で ある必要はない。
16	2 8 2	上から 9	・ 無菌食、	(<u>ホ</u>) 無菌食、
17	2 8 6	下から 1 8	H I V 感染者療養環境 特別加算を算定する患 者と同等の状態に……	H I V 感染者療養環境 特別加算を算定する患 者 <u>並びに</u> これらの患者 と同等の状態に……
18	3 0 3	下から 1 5	(8) 「注 4」に規定 する……	(8) 「注 <u>5</u> 」に規定 する……
19	3 2 6	下から 1	……100 分の 20 に相当 する点数の加算を除 く。)	……100 分の 20 に相当 する点数を <u>算定する場 合</u> を除く。)

20	3 2 8	下から 8	区分「K555」から「K587」まで及び、「K589」から「K595」までに掲げる……	区分「K555」から「K587」まで及び、「K589」から「K595」まで及び「K605」に掲げる……
21	3 5 8	下から 2	K697 - 4 生体部分肝移植	K697 - 5 生体部分肝移植
22	3 8 0	下から 9	第 3-2 条第 3-2 項に規定する離島	第 3 条第 3 号に規定する離島
23	4 4 0	上から 1 4	後三ヶ月以内の状態	後三 <u>ヵ</u> 月以内の状態
24	4 7 9	上から 1 7	第 8 の 16 に規定する特例地域とする。	第 8 の <u>17</u> に規定する特例地域とする。
25	4 9 5	下から 5 の次に (4) として追加		(4) 居宅等とは、居宅、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設等をいい、同一医療機関の当該管理料に係る病室以外への転室及び他医療機関への転院は含まないこと。
26	5 1 1	下から 1 7	点眼等は含むが、排泄物の処理に関する……	点眼等 <u>及び</u> 排泄物の処理に関する……
27	5 4 1	「看護要員現員数」の項	準看護師	<u>准</u> 看護師
28	6 0 0	上から 2 4	かかりつけ歯科医初診料の注 1 の届け出を	かかりつけ歯科医初診料の注 1 の <u>届出</u> を
29	6 0 0	下から 2 4	る初診料の注の 2 の届出を	る初診料の <u>注 2</u> の届出を
30	6 3 4	上から 2 0	別添 2 の様式 28	別添 2 の様式 <u>31</u>
31	6 3 9	上から 5	(1) 第 35……	(1) 第 <u>39</u> ……
32	6 4 5	上から 7	第 38 <u>48</u> の……	第 38 <u>49</u> の……
33	6 4 7	上から 1	第 22 の……	第 <u>24</u> の……
34	6 4 7	上から 7	別添 2 の様式 21 を用いること。	別添 2 の様式 <u>22</u> を用いること。

35	6 5 2	上から 1 0	別添 2 の様式 41 を用いて……	別添 2 の様式 <u>45</u> を用いて……
36	7 4 2	上から 1 6	保温・保冷配膳車、保冷配膳車	保温・保冷配膳車、保温配膳車
37	7 5 7	上から 7 (左欄及び右欄)	費用の額の算方法別表	費用の額の <u>算定方法</u> 別表
38	7 5 7	下から 1 (左欄及び右欄)	β 2 - ミクログロブリン除去用	β <u>2</u> - ミクログロブリン除去用
39	7 5 9	上から 7 (左欄及び右欄)	テクネシウム 9 9 m ガス吸入装置用患者吸入セット	テクネシウム <u>9 9 m</u> ガス吸入装置用患者吸入セット
40	7 6 2	上から 5 (左欄及び右欄)	β 2 - ミクログロブリン除去用	β <u>2</u> - ミクログロブリン除去用
41	7 7 8	上から 1 1 (左欄及び右欄)	経過措置	— 経過措置